

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Asia & Emerging Countries Legal Update

---

2026年5月29日

### Contents

---

- I. 【エチオピア】銀行業の外資開放と新ライセンス規制の導入
- II. 【メキシコ】産業財産権保護法の改正
- III. 【インド】インドと陸上の国境を接する国からの投資規制の改正(2026年プレスノート2号)

## I. 【エチオピア】銀行業の外資開放と新ライセンス規制の導入

### 1. はじめに

エチオピアでは、Banking Business Proclamation No. 1360/2025(以下「新法」という。)が成立し、従来の銀行業関連法を置き換えた。あわせて、2025年6月にはエチオピア国立銀行(NBE)が、銀行業と駐在員事務所の免許・更新要件を定める Directive No. SBB/94/2025(以下「ライセンス規程」という。)を発出している。これにより、エチオピアの銀行業は、外資に対して本格的に開放されている。

### 2. 外資による参入方法

新法の下では、外国銀行や外国投資家は、次の方法で、銀行業に参入できる。

- ① 現地子会社の設立
- ② 支店の開設
- ③ 国内銀行の株式取得
- ④ 駐在員事務所の開設

もっとも、外国人個人又は法人による国内銀行株式の取得も認められているが、保有比率には制限がある。外国銀行や国際開発金融機関、PEファンドなどの戦略的投資家は40%まで、外国人自然人は7%まで、外国法人は11%まで保有できる。さらに、外国籍株主と外国資本のエチオピア企業による合計保有比率は49%が上限となる。例外として、NBEは、実績があり、評判が高く、財務的にも健全な外国銀行に対して、既存の国内銀行を100%買収することを認める場合がある。これは、戦略的投資を呼び込む場合や、経営不振の銀行を立て直して金融安定を維持する場合を想定している。

### 3. 子会社・支店・駐在員事務所のポイント

外国銀行の子会社には取締役会が必要で、銀行には少なくとも9名の取締役が必要になる。さらに、外国銀行子会社の取締役の3分の1以上は、株主でないエチオピア国籍者でなければならない。

外国銀行は商業駐在員事務所(CRO)も開設できる。もっとも、CROは銀行業務を行えず、活動は広報、連絡調整、市場調査などに限られる。

### 4. ライセンス取得手続と最低資本

ライセンス規程は、銀行免許の取得手続を申請前段階と申請段階の2段階に分けている。NBEは、申請の可否を判断するとき、ガバナンス、財務健全性、本国規制当局へのコンプライアンス、エチオピア金融システムへの戦略的価値、最低資本要件などを総合的に調査する。

したがって、資本を満たすだけでは足りず、申請者の信頼性や貢献可能性も重視される。

主な要件は、次のとおりである。

- 申請前段階の調査費用: **USD 2,500**
- 申請段階の免許手数料: **USD 150,000**(返金不可)
- 最低資本: **50億エチオピア・ブル相当額**
- 免許取得後の営業開始期限: **12か月以内**

CROについては、以下の費用が必要となる。

- 調査費用: **USD 1,500**
- 免許手数料: **USD 1,500**
- 年間経費に充てる預託金: **最低 USD 100,000**

### 5. データ保管・処理に関する規制

すべての銀行は、外国銀行子会社や外国銀行支店を含めて、個人データや取引データをエチオピア国内で保管・処理しなければならない。もっとも、顧客を特定できないデータについては、NBEの事前の書面承認があれば、他国への移転が認められる場合がある。これらの規制は、Personal Data Protection Proclamation No. 1321/2024などの個人データ保護規制とあわせて確認する必要がある。

### 6. まとめ

今回の新法とライセンス規程で、エチオピアの銀行市場は大きく変わる。外資銀行は、①国内銀行の株式取得、②子会社設立、③支店開設のいずれが最適かを、事業戦略と規制対応の両面から検討する必要がある。なお、NBEは、最低資本だけでなく、申請者の評判や金融システムへの貢献可能性も重視するため、実務上、申請前から関係当局と早めに話を進めて、組織としての信頼性や実行力を示すことが重要になる点に留意が必要である。

【エチオピア】  
弁護士 山口 健次郎



また、専門技術委員会(Comité Técnico Especializado)が設置され、出願者は上記の期間内に審査が完了していない場合には、専門技術委員会に対して速やかに審査を完了するよう要請することができる(327条の2)。

一方で、特許出願者による要件不備・期限徒過時の権利回復制度(113条の2)や、国際優先権の主張期限徒過時の権利回復制度(42条)が定められ、手続の柔軟性が確保された。

そのほか、先発医薬品についての薬事当局(Comisión Federal para la Protección contra Riesgos Sanitarios。以下「COFEPRIS」という。)による登録(registro sanitario)<sup>6</sup>の審理が不合理に遅延した場合には、COFEPRIS は IMPI に対して証明書(certificados complementarios por demoras regulatorias)の発行を要請し、かかる証明書の発行により特許の有効期間の延長を認める制度も設けられた(136条の2)。趣旨は、先発医薬品の販売承認が遅れることにより特許期間が実質的に短縮され、新薬開発企業に不当な損失が生じることを防ぐ点にある。なお、メキシコでは2026年3月より、IMPI-COFEPRIS Linkage という医薬品関係の特許権検索プラットフォーム(IMPI と COFEPRIS の連携ツール)の運用を開始しており、先発医薬品の特許の有効期間や第三者による異議申立て等の情報の公開という点においては、いわゆるパテントリンケージ制度の整備が進んでいる。

## ② 特許の仮出願制度の導入

米国や EU で見られるような特許の仮出願制度が導入された(105条の2)。具体的には、発明について所定の書類(発明者名、発明内容を特定・説明する文書)を仮出願時に提出するとともに、12か月以内に適切に正式出願をした場合には、仮出願時点を正式な出願日とみなす制度である。仮出願時点の提出資料は本出願よりも簡易なもので足り、仮出願自体は公開や実体審査の対象ともならないため、迅速かつ非公開に出願日を確保することができるというメリットがある。

## ③ Claim of Ownership の手続の導入

特許権、実用新案権、意匠権の真正所有者が、表見所有者に対して認められている登録状況を正すためのメカニズムが導入された(40条の2)。

## ④ 商標の保護対象の拡大

最新の市場動態や技術革新を反映する観点から、従来の文字・数・図形等の記号に加え位置(Posición)、動き(Movimiento)、マルチメディア(Multimedia)が新たに商標登録の対象となった。また、172条に列挙された要素のうちいずれかの組み合わせによる複合商標も登録可能とされた(172条)。

一方で、原住民族等の文化・伝統にまつわる標識、出版物のタイトルや芸名等については原則として禁止される(173条)。

商標に関する無効、取消、失効手続が係属している場合及び先決問題がある場合、商標登録手続を停止する規定も設けられた(228条)。

## ⑤ IMPI の権限強化

侵害への対応と権利保護の有効性強化のために IMPI による調査の規定(354条以下)及び違反に対する制裁の規定(386条以下)が更新されたほか、出願が代理人によりなされる場合であって、代理人の法的権限に疑義がある場合、授権者による委任状の提出を要請できる旨定められた(27条)。

---

<sup>6</sup> 医薬品の販売の前提となる。

⑥ AI を用いた侵害行為等の規制

アンブッシュ・マーケティング(集客力のあるイベントについて、許諾なく又は不正に商業的関連を発生させるマーケティング手法)を侵害行為として法定し、また、AI による侵害行為についても制裁対象となりうる旨定めた(386 条)。

⑦ 原産地表示・地理的表示の手續規定の整備(315 条以下)

#### 4. まとめ

以上のとおり、新法の改正点は多岐にわたるものの、実施細則及び解釈基準等の公表、USMCA の見直しを踏まえた一層の改正も想定されるため、メキシコの知的財産保護法制の発展と実務の変化を、引き続き慎重に見守る必要がある。

【メキシコ】
弁護士 <u>西山 洋祐</u>
弁護士 <u>藤田 琴</u>

### III. 【インド】インドと陸上の国境を接する国からの投資規制の改正(2026年プレスノート2号)

#### 1. インドと陸上の国境を接する国からの投資に対する規制に関する改正

インド政府は、2020年4月17日付けで、2020年プレスノート3号を公表し、インドと陸上の国境を接する国からの投資に対する規制を導入している。これにより、インドと陸上の国境を接する国(以下「陸上隣国」という。)からインドへの外国投資を行う場合、投資の対象となる事業分野を問わず、インド政府の事前承認が必要とされるようになっていた(以下「陸上隣国投資規制」という。)。より具体的には、陸上隣国に所在する事業体による投資、及びインドへの投資の実質的所有者(beneficial owner)が陸上隣国に所在するか、又はその国籍保有者であるような投資が規制の対象となっている。

陸上隣国は、具体的には、中国(香港・マカオを含む。)、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、ブータン、ミャンマー、アフガニスタンの7か国である(なお、バングラデシュ、パキスタンからの投資は従前から規制されていた。)

陸上隣国投資規制により、インド外為法上、一般的には自動ルート(事後報告のみで外国直接投資が可能)での外国投資が認められている事業分野であっても、陸上隣国からの投資である場合、政府ルート(外国直接投資に際し、インド政府の事前承認が必要となる。)での投資が義務付けられるようになった。同規制は、一般に、特に中国からの投資を念頭に置いたものと理解されており、コロナ禍において苦境に陥ったインド企業が中国を含む陸上隣国の企業や個人に買収されてしまう事態を警戒したものと見られている。

また、日本は陸上隣国には該当しないものの、陸上隣国投資規制の導入後は、例えば、日本の上場企業がインドの会社に投資しようとする場合、自社の株主に陸上隣国(特に中国)の投資家がどの程度存在しているかを把握しなければならず、また、実質的所有者の定義がないため、数%程度の株式保有でも当局が採る解釈によっては該当してしまうのではないかという懸念が存在していた。そのため、インドに投資する際には、自社の株主構成や、その中にどの程度陸上隣国(特に中国)の企業や個人が含まれているかについて、相応の調査を行う必要が生じており、実務的に負担となっていた。

インド政府は、2026年3月15日付で、2026年プレスノート2号を公表し、陸上隣国投資規制の内容について一定の明確化を行った。これは、陸上隣国投資規制において実質的所有者が定義されていないことで、規制内容が曖昧になってしまっており、その結果インドに対する外国投資が妨げられているのではないかとの懸念に基づくものと思われる。また、これに対応して、Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments) Rules, 2026が改正され、外国直接投資(FDI)提案に関する事務処理基準(Standard Operating Procedure (SOP) for Processing Foreign Direct Investment (FDI) Proposals)(以下「SOP」という。)も改訂された。

#### 2. 改正の内容

##### (1) 実質的所有者の定義・基準の明確化

陸上隣国投資規制の改正前は、「実質的所有者(beneficial owner)」は定義されていなかったが、今回

の改正により、陸上隣国投資規制における実質的所有者の定義は、マネーロンダリング防止法 (Prevention of Money-laundering Act, 2002) における定義によるとされ、またその施行規則 (Prevention of Money-laundering (Maintenance of Records) Rules, 2005) において定められる基準により実質的所有者への該当性が判断されることとされた。

マネーロンダリング防止法における定義によれば、実質的所有者は、対象の法人を究極的に所有もしくは支配する個人である。そして、同規則及び 2026 年プレスノート 2 号によれば、陸上隣国の国民又はそれらの国にて設立もしくは登記された事業体が、直接もしくは間接に、又は独立してもしくは共同で、以下のような権利を持つ場合、陸上隣国投資規制の対象となり、インド政府の事前承認が必要となることとされた。

- ① 陸上隣国以外の国において設立又は登記されている投資者たる事業体に対して、陸上隣国の国民又はそれらの国にて設立もしくは登記された事業体が、マネーロンダリング防止法施行規則に定める基準(下表)を超える支配を有する場合
- ② 陸上隣国の国民又はそれらの国にて設立もしくは登記された事業体が、投資者たる事業体に対して支配を行使しうる場合
- ③ 陸上隣国の国民又はそれらの国にて設立もしくは登記された事業体が、投資先である事業体に対する究極的実効的支配を行使しうる場合

投資家の属性	実質的所有者の判断基準
(1) 会社	株式、資本、利益の 10%超の保有又はその他の方法により支配権を行使する自然人
(2) 組合	資本、利益の 10%超の保有又はその他の方法により支配権を行使する自然人
(3) 組織化されていない団体や個人の集団	資産、資本、利益の 15%超の保有
(4) (1)から(3)に該当する自然人が存しない場合	上級経営職の地位を保有する自然人
(5) 信託	信託の設定者、受託者、受益者(10%超の持分の保有)及び究極的実効的支配を行使する自然人
(6) 特定の国・地域で上場している企業、又はその子会社 例)米国、日本、韓国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、インドの IFSC	実質的所有者の特定は不要

陸上隣国以外の国の外国投資家において、陸上隣国の国民や事業体による株式保有、資産保有等が上記の基準に達しない場合には、当該外国投資家がインドに外国投資を行う際に、陸上隣国投資規制は適用されず、したがってインド政府の事前承認は不要となる。

ただし、その場合でも、陸上隣国の国民又は事業体が直接又は間接に(株式・持分等を)所有する投資

事業体からのインドへの投資については、なお事後報告が必要とされている。当該事後報告は、インドの投資先企業又はインド居住の譲渡人・譲受人側の義務とされている。

投資者たる事業体において、陸上隣国の国民や事業体による株式保有、資産保有等があるが、(上記表の基準を満たさないため)事前承認は不要である場合に、事後報告が必要となる数値基準については特に定められていない。これは、特に投資者たる事業体が、上場会社である場合に問題となるように思われる。上場会社においては、株主が流動的であり、陸上隣国の国民や事業体が株式を保有する場面もありうると思われるためである。

現状、「どの程度の数値基準を満たせば事後報告が必要になるのか(あるいは1株でも陸上隣国の国民又は事業体が株式・持分等を保有していたら事後報告が必要なのか)」、「投資者たる事業体が上場会社の場合、どのような扱いになるのか」という点は明らかでなく、今後の明確化が待たれる。

なお、上記の表の(6)によれば、日本の上場会社がインドに投資する場合、当該上場会社に10%超の株式を保有する陸上隣国の国民や事業体が存在したとしても、事前承認は不要になると考えられる。もっとも、このように解してしまうと、たとえば中国企業が日本の上場会社を買収し、当該日本の上場会社を通じてインドに投資する場合、陸上隣国投資規制を回避できるということになってしまうが、今回の改正がそこまでの規制緩和を意図したものであるのかは明確ではなく、この点は今後の実務において明確化されるのを待つべきであろう。

## (2) 特定の分野における迅速審査義務

改正後のSOPにおいては、資本財の製造、電子資本財・電子部品の製造、ポリシリコン(及びインゴット)ウエハー、先進バッテリー部品、レアアース永久磁石及びレアアース処理についての陸上隣国からの投資に関する申請であって、投資先のインド企業の過半数の株式保有・支配が、常に、インドに居住するインド国民又はインドに居住するインド国民が所有かつ支配するインド企業により保有される場合には、申請日から60日以内に決定が伝達されなければならないとされている。

## 3. 今回の改正が日系企業に与える影響

今回の改正は、陸上隣国投資規制における実質的所有者の定義を明確にし、かつ該当性判断に一定の数値基準を示したことで、陸上隣国投資規制の規制内容を明確にしたものと評価できる。また、日本の上場会社について、全面的に陸上隣国投資規制の適用が免除されたのであれば、陸上隣国の国民又は事業体の持株比率にかかわらず、事前承認を取得する必要がなくなることになる。そのため、全体的には、インドへの投資を検討する日系企業にとっては望ましい改正であると考えられる。

一方で、今回の改正において、事後報告が必要となる数値基準については特に定められておらず、インド政府の規制運用によっては、(特に日本の上場会社において)結局、インドに投資する際には、自社の株主構成や、その中にどの程度陸上隣国(特に中国)の企業や個人が含まれているかについて、相応の調査を行う必要があることになってしまい、実務上の負担が軽減されないことになってしまう(むしろ、従前は、法改正前においても実務上は10%超の株主を調査することが定着しつつあったが、全株主を調査しなければならないことになり、かえって調査の負担が重くなってしまいうリスクもある。)

そのため、今回の改正において導入された事後報告制度については、今後さらなる規制内容の明確化が待たれるところである。

また、数値基準に加え、「その他の方法により支配権を行使する自然人」という定性的な基準も存するため、解釈によって異なる結論となる余地は残されており、実際にインドに投資する際には、なお慎重な検討が必要と思われる。

【インド】 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮
--------------------------------

【セミナー】

龍野滋幹弁護士がトムソン・ロイターとの共催のセミナーにて講師を務めます。

2026年6月10日(水)14:00～15:30

「海外 M&A・JV の勘所:必ず押さえるべきリスクと対策」

会場:WEB 配信

お申込み・お問い合わせ:<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/events/webinar-global-deal-risk-mitigation.html>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。